

令和5年3月15日	
所 属	議会事務局総務課
所属長	片岡 理恵
電 話	06-6489-6103

尼崎市議会議員政治倫理審査会の設置について

令和5年2月20日に既報のとおり、尼崎市議会議員政治倫理条例（以下、条例）第4条の規定に基づき、議員の調査を求める請求が署名を添えて市民から議長あてに提出され、選挙管理委員会において計数した結果、規定の署名数（選挙人名簿登録者数の150分の1以上）に達しており、条例第5条の規定に基づき、尼崎市議会議員政治倫理審査会（以下、審査会）を設置することとなっていました。

その中で、本日、令和5年3月15日付けで審査会を設置しました。

1 調査請求内容

- (1) 調査を求める議員の氏名 光本圭佑 議員（無所属）
- (2) 違反する疑いの内容 条例第3条第1項第4号及び第5号
 - ・ 条例第3条第1項第4号…公費から支弁された金品の使用に当たっては、その目的に従って、常に適正に行うこと。
 - ・ 条例第3条第1項第5号…市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

2 政治倫理審査会委員について

条例第5条において、審査会の委員定数は12人以内としているが、職種や立場等のバランスを考慮し、次の選出区分による5人を予定しています。

- ・ 学識経験者（2人）
- ・ 弁護士（1人）
- ・ 他自治体元議会事務局職員（1人）
- ・ 市民代表（1人）

3 審査内容

条例第6条の規定に基づき、政治倫理基準違反の審査等を行います。

- ・ 条例第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について審査会の審査に付するものとする。
 - (1) 調査請求の適否
 - (2) 政治倫理基準違反の行為の存否
 - (3) 議会において講ずべき措置があるときは、その講ずべき措置

4 今後のスケジュール

令和5年4月以降に第1回目の審査会を開催する予定です。